

大阪市高等学校教育課程編成要領

平成 23 年(2011 年) 5 月

大阪市教育委員会

序

21世紀は、新しい知識・情報・技術が、政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤となる「知識基盤社会」の時代であると言われている。このような状況において、生徒が未来に向けてたくましく生きるためには、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の調和を重視する「生きる力」を身に付けることがますます重要となっている。

国は、平成18年12月に教育基本法の改正を行い、科学技術の進歩、情報化、国際化、少子・高齢化、家族のあり方など、教育をめぐる状況の変化を踏まえた上で、「人格の完成」や「個人の尊厳」などこれまで教育基本法に掲げられてきた普遍的な理念を継承しつつ、「公共の精神」や「伝統と文化の尊重」など教育の目標を新たに掲げるなど、新しい時代の教育の基本理念を示し、平成21年3月には、新しい高等学校学習指導要領の告示を行った。

本市では、このような国の教育改革や社会情勢等に鑑み、これまでの施策の検証と課題分析を改めて行い、平成23年3月に「大阪市教育振興基本計画」を策定し、今後10年間でめざすべき目標像を明らかにするとともに、目標像に向けて今後5年間で取り組むべき施策を示した。

教育委員会としては、これらの目標の達成を図り、新しい学習指導要領の趣旨を実現するため、「教育課程編成要領」を作成することとした。

各学校においては、本編成要領の趣旨をふまえ、各学校の実態や教育課題、地域の特性などを考慮して、創意工夫を生かした特色ある教育課程を編成・実施するとともに、その趣旨や内容を広く生徒や保護者、地域にも周知されることを期待する。

最後に、本編成要領の作成にあたりご協力いただいた皆様に対し、厚く感謝の意を表したい。

大阪市教育委員会
教育長 永井 哲郎

目 次

第1章 教育課程の編成について	1
第1 趣旨	1
第2 基本方針	1
第2章 教育課程編成に当たり配慮する事項	2
第1 基本的事項	2
第2 一般的事項	2
第3 各教科・科目等に関する事項	4
第4 特に配慮すべき事項	6
表1 各学科に共通する各教科・科目及び総合的な学習の時間並びに標準単位数	9
表2 主として専門学科において開設される各教科・科目及び標準単位数	10
表3 各教科の評価の観点及びその趣旨	15
様式1 「学校設定科目」設置届	20
様式2 「学校設定教科及び当該教科に関する科目」設置届	21
様式3 「総合的な学習の時間」の実施計画書	22
様式4 道徳教育の全体計画書	23
第3章 大阪市教育局が定める学科等について	24
第1 普通教育を主とする学科に関する事項	24
第2 専門教育を主とする学科に関する事項	24
第3 総合学科に関する事項	25
第4 単位制による課程に関する事項	26
様式5 「情報」の代替履修について（申請）	27
様式6 「総合的な学習の時間」の代替履修について（申請）	28
様式7 必履修教科・科目の代替履修について（申請）	29
第4章 専門教育を主とする学科の目標	30
第1 工業に関する学科	30
第2 商業に関する学科	30
第3 家庭に関する学科	30
第4 福祉に関する学科	30
第5 理数に関する学科	31
第6 体育に関する学科	31
第7 美術に関する学科	31
第8 英語に関する学科	32
第9 国語に関する学科	32
第10 演劇に関する学科	32

第5章 学校外における学修の単位認定について	33
第1 学校間連携実施要領	33
様式8 学校間連携の実施について（申請）	35
第2 学校外における学修（学校間連携を除く）の単位認定実施要領	36
表4 技能審査の成果の単位認定に係る標準例	38
様式9 学校外における学修に係る単位認定について（申請）	41
様式10 学校外における学修に係る単位認定について（報告）	42
第3 高等学校卒業程度認定試験合格科目の単位認定について	43
表5 高等学校卒業程度認定試験標準単位数	43
様式11 「高等学校卒業程度認定試験合格科目の単位認定」 に関する規定について（報告）	45
第4 定時制課程における実務代替における単位の認定について	46

第1章 教育課程の編成について

第1 趣旨

この「大阪市高等学校教育課程編成要領」は、大阪市立学校管理規則の規定により、大阪市立の高等学校が平成25年度以降の教育課程を編成するよりどころとして、基本的事項や努力すべき方向を示すものである。

第2 基本方針

日本国憲法並びに教育基本法にのっとり、人間尊重の精神と態度を養うとともに、心豊かな人間の育成をめざした教育の推進を基本理念とした教育課程の編成を図らなければならない。

そのためには、「学校教育指針」及び「大阪市教育改革プログラム」の理念を継承する「大阪市教育振興基本計画」等をふまえ、人間尊重の教育を一層深化・充実し、「生きる力」をはぐくみ、未来に向けてたくましく生きる「なにわっ子」を育成する教育内容を構成する必要がある。

この方針にのっとり、以下の点に留意して教育課程を編成すること。

- 1 民主的な社会の形成者として必要な人権尊重の精神と態度を養うこと。
- 2 個性を尊重し、自ら学ぶ態度を育て、創造性を養うこと。
- 3 真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うこと。
- 4 健康でたくましい心身を育て、自律的な生活習慣や態度を養うこと。
- 5 互いに敬愛し協力する集団を育て、社会連帯や国際理解の基盤を養うこと。

注) ◇「生きる力」とは

- 基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力
- 自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性
- たくましく生きるための健康や体力 など

◇学力の重要な3つの要素

- ①基礎的・基本的な知識・技能の習得
- ②知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等
- ③学習意欲

中央教育審議会答申（平成20年1月17日）より

第2章 教育課程編成に当たり配慮する事項

第1 基本的事項

- 1 平成25年4月1日以降に大阪市立の高等学校に入学した生徒に係る教育課程は、法令及び高等学校学習指導要領（平成21年3月9日文科科学省告示第34号。以下「学習指導要領」という。）と、この基準（以下「市基準」という。）に基づいて編成するものとする。
- 2 教育課程の編成に当たっては、創意工夫を生かし特色ある教育活動が展開できるように心掛けるとともに、多様な各教科・科目を設けて生徒が自由に選択履修することができるように配慮するものとする。
- 3 各教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動の指導に当たっては、生徒の実態を十分に考慮した年間・月間・週間等の指導計画を作成し、計画的・効果的な教育活動が行えるようにするものとする。
- 4 指導体制の工夫・改善、指導方法の創意工夫、教材の精選、適切な教材・教具の活用等に努め、一人一人の生徒が興味・関心を持って、自ら進んで意欲的に学習活動に参加できるようにするものとする。
- 5 教育課程の編成および指導計画の作成にあたっては、勤労の尊さや創造することの喜びを体得させ、望ましい勤労観・職業観の育成や社会奉仕の精神の涵養に資することができるように就業やボランティアにかかわる体験的な学習を採り入れるように努めるものとする。
- 6 教育課程の一層の多様化を図って生徒の選択学習の機会を拡大し、また、生徒の主体的、創造的な学習態度の育成を図るため、各校においては、2学期制の導入や学校間連携の実施、学校外の学修成果による単位認定の実施等に積極的に取り組んでいくものとする。
- 7 定時制の課程にあつては、3年でも卒業が可能となるような教育課程の編成に配慮するものとする。

第2 一般的事項

- 1 各教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動の授業時数等
 - (1) 各教科・科目及びホームルーム活動の授業は、年間35週行うことを標準とする。ただし、必要がある場合には、教育委員会に届け出たうえで各教科・科目の授業を特定の学期または期間に行うことができる。
 - (2) 週当たりの授業時数は、全日制の課程においては30単位時間、定時制の課程においては20単位時間を標準とする。ただし、必要がある場合には、これを増加することができる。（単位制による課程を除く。）

- (3) 各教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動（以下「各教科・科目等」という。）のそれぞれの授業の1単位時間については、各教科・科目等の特質や生徒の実態を考慮して、各学校が適切に定めることができる。ただし、単位については、1単位時間を50分とし、35単位時間の授業を1単位として計算することを標準としているので、それに見合う授業時数を確保すること。授業の1単位時間の弾力化をはかる場合には、事前に教育委員会と協議するものとする。
- (4) 指導計画の作成に当たっては、定められた年間の授業時数の確保に留意すること。
- (5) 全日制及び定時制の課程における総合的な学習の時間の単位数については、卒業までに3～6単位を標準とする。各学校の同じ課程、学科、学年内においては、同じ単位数を確保すること。単位制による課程を設けている学校の同じ課程内においては、卒業までに同じ単位数を確保すること。
- (6) ホームルーム活動の授業時数については、ホームルーム活動の時間を十分に確保すること。なお、定時制の課程においては、生徒の勤務の実態等を考慮して、ホームルーム活動の授業時数の一部を減じることができる。また、定時制の単位制高等学校においては、ホームルーム活動について弾力的な実施形態を採ることができるものとする。

2 単位の修得及び卒業の認定

- (1) 学校において、卒業までに修得させる単位数を定める場合、74単位以上を修得すれば卒業できると規定している学習指導要領の趣旨を踏まえ、生徒の負担過重とならないよう適切に定めること。
- (2) 学年による教育課程の区分を設けている課程による高等学校においても、単位制が併用されていることを踏まえ、各学年の課程についての終了の認定については可能な限り弾力的に行い、学校が定めた卒業までに修得すべき単位数を修業年限内に修得できる見込みがある場合には、できるかぎり進級を認めるものとする。
- (3) ひとたび修得を認定した各教科・科目等については、再び履修し修得する必要はない。しかし、このことは、学校が教育的配慮から、原級留置生徒や転・編入学生徒に対して、既に認定されている各教科・科目等の再履修を指導することを妨げるものではない。
- (4) 転・編入学、留学などのために、学校において卒業までに履修または修得させると定めている各教科・科目等の一部について、履修または修得しがたい正当な理由がある場合には、卒業の認定について、生徒の不利にならないよう十分に配慮するものとする。
- (5) 学校間連携による単位認定を行うにあたっては、市基準第5章第1に基づくものとする。
- (6) 学校外における学修の単位認定を行うにあたっては、市基準第5章第2に基づくものとする。
- (7) 職業に関する各教科・科目については、就業体験をもって実習に替えることができるものとする。この場合、就業体験は、その各教科・科目の内容に直接関係があり、かつ、その一部としてあらかじめ計画されるものであることを要する。

- (8) 高等学校卒業程度認定試験合格科目の単位認定を行うに当たっては、市基準第5章第3に基づくものとする。
- (9) 定時制の課程において、実務等をもって職業に関する各教科・科目の履修の一部に替える規定（学習指導要領第1章第5款の4の（4）のウ）を適用する場合には、代替する科目の履修単位数の2分の1以内とし、卒業までに4単位を超えない範囲とする。また、単位の認定に当たっては、市基準第5章第4に基づくものとする。

第3 各教科・科目等に関する事項

1 各教科・科目等の履修

(1) 各学科に共通する各教科・科目の標準単位数

各学校においては、表1に掲げる各教科・科目及びそれぞれの標準単位数をふまえ、生徒に履修させる各教科・科目及びそれらの単位数について適切に定める。ただし、生徒の実態等を考慮し、特に必要がある場合には、標準単位数の標準の限度を超えて単位数を増加して配当することができる。なお、この時の単位数の上限は、標準単位数の2倍までとする。

(2) 主として専門学科において開設される各教科・科目

各学校においては、表2に掲げる主として専門学科において開設される各教科・科目及びそれぞれの標準単位数をふまえ、生徒に履修させる各教科・科目及びその単位数について適切に定める。ただし、生徒の実態等を考慮し、特に必要がある場合には、標準単位数の標準の限度を超えて単位数を増加して配当することができる。なお、この時の単位数の上限は、標準単位数の2倍までとする。

(3) 年間1単位となるような履修をさせる場合には、授業の継続性や授業時数の確保に配慮すること。

(4) 2学期制をとっている学校においては、学期の区分に応じて単位の修得が認定できるという学習指導要領の趣旨に即した履修形態等の工夫をすること。

2 必履修教科・科目

(1) 学習指導要領第1章第3款の1に示す必履修教科・科目については、その標準単位数の一部を減じて履修させる措置は原則として行わないこと。

(2) 必履修教科・科目について、同一科目を2以上の学年にわたって分割履修させる場合は、原則として学年を連続して履修させること。

(3) 専門教科・科目の履修により各学科に共通する必履修教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合においては、その専門教科・科目の履修をもって、必履修教科・科目の履修の一部又は全部に替えることができる。

3 学校設定科目及び学校設定教科

(1) 各学校においては、地域、学校及び生徒の実態、学科の特色等に応じ、特色ある教育課程の編成に資するよう、学校設定科目及び学校設定教科を設けることができる。

(2) 普通科においては、学校設定科目及び学校設定教科に関する科目に係る修得単位数は、合わせて20単位までを卒業までに修得させる単位数に含めることができる。

(3) 学校設定科目を設けるに当たっては、科目の名称、目標、内容、単位数を、学校設定教科を設けるに当たっては、学校設定教科及び当該教科に関する科目の名称、目標、内容、単位数を市教育委員会に届けること。

(4) 教育委員会への届出

様式1、2により教育委員会に届けること。

ア 提出先：高等学校教育担当

イ 提出部数：4部（A4判）

ウ 提出時期：教育課程申請時

4 総合的な学習の時間

(1) 総合的な学習の時間を設けるに当たっては、学習指導要領に示されたねらいをふまえ、各学校において、創意工夫を生かした学習活動を計画すること。なお、特別活動に関する教育活動は、ねらい等が総合的な学習の時間と異なるので、これをもって総合的な学習の時間に替えることはできない。

(2) 総合的な学習の時間の内容については、生徒の小学校・中学校における活動内容をふまえて計画すること。

(3) 総合的な学習の時間を実施する年次においては、原則として授業時間割の中に位置づけること。ただし、活動の内容によっては、特定の学期または期間において行うこともできる。

(4) 総合的な学習の時間は、実施した年次ごとに単位の修得を認定すること。

(5) 総合的な学習の時間の実施に当たっては、実施計画書を市教育委員会に提出すること。

(6) 教育委員会への届出

様式3により教育委員会に届けること。

ア 提出先：高等学校教育担当

イ 提出部数：学科・学年別に2部（A4判）

ウ 提出時期：3月上旬

5 道徳教育

(1) 道徳教育は、学校の教育活動全体を通じて行うことにより、その充実を図るものとし、各教科に属する科目、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、適切な指導を行うこと。

(2) 道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し、主体的に未来を拓くことができるよう、その基盤としての道徳性を養うことを目標とする。

(3) 道徳教育を進めるに当たっては、特に、道徳的実践力を高めるとともに、自他の生命を尊重する精神、自律の精神及び社会連帯の精神並びに義務を果たし責任を重んずる態度及び人権を尊重し差別のないよりよい社会を実現しようとする態度を養うこと。

(4) 道徳教育の実施に当たっては、学校における道徳教育の基本的な方針を示すために、道徳教育の全体計画書を市教育委員会に提出すること。

(5) 教育委員会への届出

様式4により教育委員会に届けること。

ア 提出先：高等学校教育担当

イ 提出部数：2部（A4判）

ウ 提出時期：3月上旬

第4 特に配慮すべき事項

1 生徒の言語活動の充実

各教科・科目等の指導に当たっては、生徒の思考力、判断力、表現力等を幅広くむ観点から、基礎的・基本的な知識及び技能の活用を図る学習活動を重視するとともに、言語に対する関心や理解を深め、言語に関する能力の育成を図る上で必要な言語環境を整え、生徒の言語活動を充実すること。

2 ガイダンスの機能の充実

学校の教育活動全体を通じて、個々の生徒の特性等の的確な把握に努め、その伸長を図ること。また、生徒が適切な各教科・科目や類型を選択し学校やホームルームでの生活によりよく適応するとともに、現在及び将来の生き方を考え行動する態度や能力を育成することができるよう、ガイダンスの機能の充実に努めること。

3 生徒指導の充実

教師と生徒の信頼関係及び生徒相互の好ましい人間関係を育てるとともに生徒理解を深め、生徒が主体的に判断、行動し積極的に自己を生かしていくことができるよう、生徒指導の充実に努めること。

4 進路指導の充実

生徒が自己の在り方生き方を考え、主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、計画的、組織的な進路指導を行い、キャリア教育を推進すること。

5 見通しを立てたり、振り返ったりする学習活動の重視

各教科・科目等の指導に当たっては、生徒が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を計画的に取り入れるようにすること。

6 指導体制の確立及び個に応じた指導の充実

各教科・科目等の指導に当たっては、教師間の連携協力を密にするなど指導体制を確立するとともに、学校や生徒の実態に応じ、個別指導やグループ別指導、繰り返し指導、教師間の協力的な指導、生徒の学習内容の習熟の程度等に応じた弾力的な学級の編成など指導方法や指導体制を工夫改善し、個に応じた指導の充実に努めること。

- 7 学習の遅れがちな生徒の指導における配慮事項
学習の遅れがちな生徒については、各教科・科目等の選択、その内容の取扱いなどについて必要な配慮を行い、生徒の実態に応じ、例えば義務教育段階の学習内容の確実な定着を図るための指導を適宜取り入れるなど、指導内容や指導方法を工夫すること。
- 8 障害のある生徒の指導における配慮事項
障害のある生徒などについては、各教科・科目等の選択、その内容の取扱いなどについて必要な配慮を行うとともに、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉、労働等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。
- 9 海外から帰国した生徒などの指導
海外から帰国した生徒などについては、学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を生かすなど適切な指導を行うこと。
- 10 コンピュータ等の教材・教具の活用
各教科・科目等の指導に当たっては、生徒が情報モラルを身に付け、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を適切かつ実践的、主体的に活用できるようにするための学習活動を充実するとともに、これらの情報手段に加え視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。
- 11 学校図書館の利活用
学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること。
- 12 指導の評価と改善
生徒のよい点や進歩の状況などを積極的に評価するとともに、表3に掲げる各教科の評価及びその趣旨をふまえ、観点別評価に努めること。指導の過程や成果を評価し、指導の改善を行い学習意欲の向上に生かすようにすること。
- 13 部活動の意義と留意点等
生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすること。

14 家庭や地域社会との連携及び学校相互の連携や交流

学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、高等学校間や中学校、特別支援学校及び大学などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒などとの交流及び共同学習や高齢者などとの交流の機会を設けること。

■表1 各学科に共通する各教科・科目及び総合的な学習の時間並びに標準単位数

教科	科目	標準単位数	必履修	教科	科目	標準単位数	必履修
国語	国語総合	4	○	保健 体育	体育	7~8	○
	国語表現	3			保健	2	○
	現代文A	2		芸術	音楽Ⅰ	2	Iを付した 科目を1科目
	現代文B	4			音楽Ⅱ	2	
	古典A	2			音楽Ⅲ	2	
	古典B	4			美術Ⅰ	2	
地理 歴史	世界史A	2	1科目	美術Ⅱ	2		
	世界史B	4		美術Ⅲ	2		
	日本史A	2	1科目	工芸Ⅰ	2		
	日本史B	4		工芸Ⅱ	2		
	地理A	2		工芸Ⅲ	2		
	地理B	4		書道Ⅰ	2		
公民	現代社会	2	「現代社会」又は「倫理」・「政治・経済」	書道Ⅱ	2		
	倫理	2		書道Ⅲ	2		
	政治・経済	2		コミュニケーション英語基礎	2		
数学	数学Ⅰ	3	○	外国語	コミュニケーション英語Ⅰ	3	○
	数学Ⅱ	4			コミュニケーション英語Ⅱ	4	
	数学Ⅲ	5			コミュニケーション英語Ⅲ	4	
	数学A	2			英語表現Ⅰ	2	
	数学B	2			英語表現Ⅱ	4	
	数学活用	2			英語会話	2	
理科	科学と人間生活	2	「科学と人間生活」を含む2科目又は基礎を付した科目を3科目		家庭	家庭基礎	2
	物理基礎	2		家庭総合		4	
	物理	4		生活デザイン		4	
	化学基礎	2		情報	社会と情報	2	1科目
	化学	4			情報の科学	2	
	生物基礎	2		総合的な学習の時間	3~6	○	
	生物	4					
	地学基礎	2					
	地学	4					
	理科課題研究	1					

■表2 主として専門学科において開設される各教科・科目及び標準単位数

教科	科目	原則履修	標準単位数	代替可能・備考	提出様式
工業	工業技術基礎	○	2~4		
	課題研究	○	2~4	⇔ 総合的な学習の時間	なし
	実習		6~12	各学科の名称を冠する	
	製図		2~8	各学科の名称を冠する	
	工業数理基礎		2~4		
	情報技術基礎		2~4	⇒ 情報の科学	なし
	材料技術基礎		2~4		
	生産システム技術		2~6		
	工業技術英語		2~4		
	工業管理技術		2~8		
	環境工学基礎		2~4		
	機械工作		2~8 (4~8)		
	機械設計		2~8 (4~8)		
	原動機		2~4		
	電子機械		2~6 (4~6)		
	電子機械応用		2~4		
	自動車工学		2~8 (4~8)		
	自動車整備		2~8 (4~8)		
	電気基礎		2~6 (4~6)		
	電気機器		2~4		
	電力技術		2~6 (4~6)		
	電子技術		2~6 (4~6)		
	電子回路		2~6 (4~6)		
	電子計測制御		2~6 (4~6)		
	通信技術		2~6		
	電子情報技術		2~4		
	プログラミング技術		2~6		
	ハードウェア技術		2~8 (4~8)		
ソフトウェア技術		2~6			
コンピュータシステム技術		2~8			

教科	科目	原則履修	標準単位数	代替可能・備考	提出様式
工業	建築構造		2~6		
	建築計画		2~8 (3~8)		
	建築構造設計		2~8 (3~8)		
	建築施工		2~5		
	建築法規		2~4		
	設備計画		2~6 (3~6)		
	空気調和設備		2~8 (4~8)		
	衛生・防災設備		2~8 (4~8)		
	測量		2~6 (3~6)		
	土木基礎力学		2~8 (4~8)		
	土木構造設計		2~4		
	土木施工		2~6 (3~6)		
	社会基盤工学		2~4		
	工業化学		2~8 (6~8)		
	化学工学		2~6 (3~6)		
	地球環境化学		2~6		
	材料製造技術		2~6 (4~6)		
	工業材料		2~6 (4~6)		
	材料加工		2~6 (4~6)		
	セラミック化学		2~6		
	セラミック技術		2~6		
	セラミック工業		2~6		
	繊維製品		2~6 (4~6)		
	繊維・染色技術		2~6 (4~6)		
	染織デザイン		2~6		
	インテリア計画		2~6 (4~6)		
	インテリア装備		2~6 (4~6)		
	インテリアエレメント生産		2~6 (4~6)		
	デザイン技術		2~6 (4~6)		

教科	科目	原則履修	標準単位数	代替可能・備考	提出様式
工業	デザイン材料		2~4		
	デザイン史		2~4		

標準単位数の()は、高等学校学習指導要領解説に記載されているものであり、その科目に関する学科が専門的に学習するときの想定単位数を表している。

教科	科目	原則履修	標準単位数	代替可能・備考	提出様式
商業	ビジネス基礎	○	2~4		
	課題研究	○	2~4	⇔ 総合的な学習の時間	なし
	総合実践		2~4		
	ビジネス実務		2~4		
	マーケティング		2~4		
	商品開発		2~4		
	広告と販売促進		2~4		
	ビジネス経済		2~4		
	ビジネス経済応用		2~4		
	経済活動と法		2~4		
	簿記		2~4		
	財務会計Ⅰ		2~4		
	財務会計Ⅱ		2~4		
	原価計算		2~4		
	管理会計		2~4		
	情報処理		2~4	⇒ 社会と情報	なし
	ビジネス情報		2~4		
	電子商取引		2~4		
プログラミング		2~4			
ビジネス情報管理		2~4			
家庭	生活産業基礎	○	2		
	課題研究	○	2~4	⇔ 総合的な学習の時間	なし
	生活産業情報		2~4	⇒ 社会と情報	なし
	消費生活		2~4		
	子どもの発達と保育		2~6		
	子ども文化		2~4		
	生活と福祉		2~6		
	リビングデザイン		2~6		
	服飾文化		2~4		
	ファッション造形基礎		2~8		
	ファッション造形		2~8		

教科	科目	原則履修	標準単位数	代替可能・備考	提出様式
家庭	ファッションデザイン		2~14		
	服飾手芸		2~4		
	フードデザイン		2~6		
	食文化		1~2		
	調理		2~15		
	栄養		2~3		
	食品		2		
	食品衛生		2~4		
	公衆衛生		2~4	⇒ 保健(1単位)	様式7
福祉	社会福祉基礎	○	2~6		
	介護福祉基礎		2~6		
	コミュニケーション技術		2~4		
	生活支援技術		4~12		
	介護過程		2~6		
	介護総合演習	○	2~6	⇒ 総合的な学習の時間	なし
	介護実習		4~16		
	こころとからだの理解		2~12		
	福祉情報活用		2~4	⇒ 社会と情報	なし
理数	理数数学Ⅰ	○	2~8	⇒ 数学Ⅰ	なし
	理数数学Ⅱ	○	4~16		
	理数数学特論		2~8		
	理数物理	○ 3科目 以上	2~9	⇒ 理科の必履修科目	なし
	理数化学		2~9		
	理数生物		2~9		
	理数地学		2~9		
	課題研究	○	1~6		
体育	スポーツ概論	○	3~12		
	スポーツⅠ	○ 1科目 以上	1~12		
	スポーツⅡ		1~12		
	スポーツⅢ		1~12		
	スポーツⅣ		1~12		
	スポーツⅤ	○	3~6		
	スポーツⅥ	○	3~9		
	スポーツ総合演習	○	3~9		

教科	科目	原則履修	標準単位数	代替可能・備考	提出様式
美術	美術概論		1～6		
	美術史	○	1～6		
	素描	○	2～12		
	構成	○	2～12		
	絵画		2～12		
	版画		2～12		
	彫刻		2～12		
	ビジュアルデザイン		2～6		
	クラフトデザイン		2～6		
	情報メディアデザイン		2～12		
	映像表現		2～12		
	環境造形		2～12		
	鑑賞研究		1～6		
英語	総合英語	○	3～16	⇒ コミュニケーション英語 I	なし
	英語理解		2～8		
	英語表現		2～10		
	異文化理解	○	2～6		
	時事英語		2～6		

○ 原則履修科目

⇒ 一方方向の代替が可能

⇔ 双方向の代替が可能